

# 亀さん通信

まだまだ寒い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか！

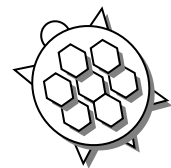
亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと・確実に身に付けていただく【亀さん通信】第 149 号の発信です！

## 勝手にお金を殖やしてくれる素晴らしいき友！

引き続き個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の話です。前月号では、iDeCo の大きなメリットである税制優遇のひとつ、「掛金が全額所得控除される」をご紹介しました。そして今回は第二の優遇です！

### ◆ ◆ 【優遇②】 運用益が非課税となる！ ◆ ◆

通常、金融商品の運用益（預金の利息、投資信託の分配金や値上がり益など）には税金がかかります。ところが、iDeCo で得られた運用益は、なんと**非課税**なのです。それでは具体的に確認していきましょう。



#### ■一般の金融商品

預金・貯金 ⇒ 利息に対して **20.315%の税金**（※）

投資信託 ⇒ 分配金や売却時の値上がり益に対して **20.315%の税金**（※）

（※）20.315%の内、0.315%は東日本大震災からの復興のため、2037年12月末まで上乘せされる復興特別所得税。

上記の通り、分配金などの受け取り時に有無を言わず税金が差し引かれます。（源泉徴収と呼ばれます）

#### ■個人型確定拠出年金（iDeCo）

預金・貯金 ⇒ 利息は**非課税**（※）

投資信託 ⇒ 分配金や売却時の値上がり益は**非課税**（※）

（※）運用資金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、実際には制度開始から現在まで課税が凍結されています。

以上、優遇の詳細を見てきましたが、iDeCo では、本来税金として支払うはずのお金を**そっくりそのまま再投資できる**ということ。つまり、**効率的に資産を殖やすことができる**のです。では iDeCo で運用するのと、そうでない場合ではどれほどの差がつくのでしょうか？

◎毎月 20,000 円を拠出して、年利 3%で運用した場合		
	30 年後	40 年後
元本	720 万円	960 万円
一般の金融商品で運用した場合	1,047 万円	1,597 万円
iDeCo で運用した場合	1,158 万円	1,836 万円

いかがでしょう。その違いをお分かりいただけたと思います。相対性理論で知られるアインシュタインは、数学の歴史上で最大の発見は何かと聞かれ、次の通り答えました。「それは複利である（The most powerful force in the universe is compound interest.）」と。簡潔に言えば、複利とは**利息が利息を生む**こと。今回の iDeCo を例にとれば、運用益は非課税という恩恵により、税金として持っていかれるはずだった利息が利息を生み続ける結果、**成績に大きな差があらわれる**わけです。しかもその差は長く運用するほど大きくなるのです。資産運用の最大のポイントは、**いかに複利の力を働かせるか**。その点、iDeCo という制度は十二分に評価できるでしょう。勝手にお金を殖やしてくれる素晴らしい複利さんとは仲良くしたいものです。（笑）

早いものでもう 2 月が終わります。うっかりしているとあっという間に 1 年が。ここでふんどしを締め直しましょう！

（株）亀山保険事務所 亀山裕弘（みけい） 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com